

一監第25-1号  
平成29年6月23日

一戸町長 稲葉暉様

一戸町監査委員 鹿川勝司



一戸町監査委員 中瀬春英



#### 平成29年度行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

一監第25-2号  
平成29年6月23日

一戸町議会議長 田村繁幸様

一戸町監査委員 鹿川勝司



一戸町監査委員 中瀬春英



平成29年度行政監査の結果報告について  
地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項  
の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

# 平成 29 年度行政監査報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項に基づく監査（行政監査）

## 第 2 監査の対象

町が事務局となっている任意団体の事務（監査対象課：全ての部課）

## 第 3 監査の範囲

平成 28 年度に事業実績があり、かつ、平成 29 年度において町の庁舎内に事務局を置き、町職員がその団体事務に従事している任意団体（実行委員会を含む。）

## 第 4 監査の期間

平成 29 年 6 月 12 日から平成 29 年 6 月 23 日まで

## 第 5 監査の方法

今回の監査は、事前に関係書類の提出を受けて、任意団体の運営等の状況確認を行った後、必要に応じて各所管課の関係職員から説明を聴取する等の実地監査を行った。

## 第 6 監査の結果

### 1 任意団体の設置状況

今回の調査結果から、把握された所管部課別の任意団体の設置状況については、次表のとおりである。

## 第7 監査意見

当町における補助金等交付の任意団体の運営状況及び町職員の当該事務関与の実態について監査した結果、対象団体の事務処理は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

所管部課においては、対象団体に対する指導を行うとともに、対象団体においても適切な処置を講じられたい。

### 【指摘事項】

- (1) 団体の設置根拠や運営等の基本となる規約・会則等が未整備の団体があることから、これらの整備について検討されたい。
- (2) 預金通帳と通帳印が同じ場所に保管されており、事務局職員が一人で管理している状況が認められるので、事故等の未然防止の観点から改善されたい。
- (3) 監査機能がない団体が4団体認められたが、団体の適正な財務会計の執行を担保し、透明性を確保するため、監査機能整備を図られたい。
- (4) 設立後相当期間が経過している団体については、その間、社会情勢や町の行政施策など環境が変化している中で、団体業務の必要性や設立目的の達成状況等を検証の上、団体への支援のあり方について総合的に検討されたい。